

資料編

計画策定の経緯

実施年月日	調査・会議等	内容等
令和4年9月12日 ～11月6日	路線バス乗降調査	<ul style="list-style-type: none">・町内を運行する3路線を対象 (各路線平日3日, 土日2日調査)・鹿屋～大崎三文字～志布志路線・鹿屋～野方～都城路線 (野方発便除く)・鹿屋～三原入口～輝北路線
令和4年10月1日 ～10月31日	住民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">・町民1,000人対象 (無作為抽出)
令和4年10月1日 ～10月31日	自治公民館長アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">・自治公民館長142人対象
令和4年11月22日 ～12月7日	高校生アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">・大崎町在住の高校生228人対象
令和4年11月22日 ～12月5日	外国人アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">・大崎町在住の外国人 (フィリピン, アメリカ, インドネシア, ベトナム) 355人対象
令和4年11月下旬 ～12月中旬	関係者ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none">・交通事業者 (路線バス, タクシー, 貸切事業者) 4社・関係団体 (福祉, 教育) 1部署, 3団体
令和4年12月19日	令和4年度第2回地域公共交通活性化協議会	<ul style="list-style-type: none">・これまで実施した調査結果, 課題等について・地域公共交通計画の基本理念及び基本方針 (案) について
令和5年3月10日	令和4年度第3回地域公共交通活性化協議会	<ul style="list-style-type: none">・大崎町地域公共交通計画 (案) について・令和4年度補正予算案及び令和5年度予算案について

【参考】大崎町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

No.	所 属	職 名	氏 名	委員区分	備 考
1	大崎町	町長	東 靖弘	第1号	会長
2	鹿児島交通株式会社	乗合営業部長	安藤 洋一	第2号	
3	K・T交通有限会社	運行管理者	上檔 浩	第3号	
4	株式会社野方タクシー	代表取締役	津平 真悟	第3号	
5	有限会社大隅観光タクシー	代表取締役	宮脇 利廣	第3号	
6	有限会社福留交通観光	代表取締役	福留 健一郎	第3号	
7	公益社団法人鹿児島県バス協会	専務理事	改元 秀男	第4号	
8	一般社団法人鹿児島県タクシー協会	専務理事	山口 俊則	第5号	
9	そお地区障がい等基幹相談支援センター	所長	吉田 優	第6号	
10	大崎町社会福祉協議会	事務局長	今吉 孝志	第6号	監事
11	大崎町自治公民館連絡協議会	会長	隈本 信昭	第6号	副会長
12	大崎町多文化共生環境安全連絡会議	会長	萩原 洋一	第6号	
13	九州運輸局鹿児島運輸支局	首席運輸企画 専門官	西村 英明	第7号	
14	九州運輸局鹿児島運輸支局	首席運輸企画 専門官	南 崇	第7号	
15	私鉄鹿児島交通労働組合	執行委員長	岡 良二	第8号	
16	大隅地域振興局建設総務課	課長	山中 将史	第9号	
17	志布志警察署	交通課長	平田 知章	第10号	
18	鹿児島県総合政策部交通政策課	陸上交通係長	肥後 卓志	第11号	
19	大崎町商工会	事務局長	香妻 操	第12号	監事
20	鹿児島大学	准教授	酒井 佑輔	第14号	

用語説明

あ行	
運転免許証返納者	運転免許が不要になったり，加齢に伴う身体機能の低下等のため運転に不安を感じるようになったりしたことにより，自主的に運転免許証を返納した人のこと。
運転免許自主返納制度	運転免許証を自主返納した 65 歳以上の高齢者を対象に，「運転経歴証明書」を提示することで様々な特典サービスを受けることができる事業のこと。
オープンデータ化	国，地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち，国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工，編集，再配布等）できるよう公開されたデータ。

か行	
協働	市民，企業及び行政をはじめとした様々な主体が，それぞれの特性や強みを活かして，お互いを尊重しながら対等なパートナーとなり，地域における課題を自主的に解決するため協力して取り組んでいくこと。
グリーンスローモビリティ	時速 20 km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスのこと。環境への負荷が少なく，狭い路地も通行が可能。
公共交通空白地域	駅やバス停が一定の距離の範囲内にはない地域のこと。交通空白地や交通不便地域ともいう。本町では，バス停から半径 300m以上を公共交通空白地域として定義。
交通政策基本法	交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策，国や自治体等の果たすべき役割などを定める基本的な法律のこと。平成 25（2013）年 12 月公布。
高齢化率	総人口に占める 65 歳以上人口の割合のこと。

さ行	
自家用有償旅客運送	バス，タクシー等が運行されていない過疎地域等において，住民の日常生活における移動手段を確保するため，登録を受けた市町村，NPO 等が自家用車を用いて有償で運送するサービス
自動運転	乗り物の操縦を人の手によらず，機械が自動で行うこと。
集落支援員制度	地域の実情に詳しく，集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が，地方自治体からの委嘱を受け，市町村職員と連携し，集落への「目配り」として集落の巡回，状況把握等を実施するための制度。

た行	
地域間幹線バス系統	一般的には地域間（複数市町村間）にまたがるバス系統などのことを指すが，狭義では「地域公共交通確保維持改善事業」の対象となる幹線バスネットワークを示す。

は行	
ビックデータ	<p>情報通信技術（ICT）の進展によって生成・収集・蓄積が可能・容易になる多種多量のデータのこと。</p> <p>公共交通分野では，利用者の利用状況（日時，出発地と目的地，利用した路線など）や属性（年齢，性別など）といった利用特性データや，非利用者の移動特性（外出先や時間帯など）のデータを，ICカードや携帯電話の位置情報データなどを基に分析することで，従来よりもきめ細やかにサービスが提供できることなどが期待されている。</p>
標準的なバス情報フォーマット（G T F S）	<p>経路検索サービスや地図サービスへの情報提供を目的としてアメリカで策定された世界標準の公共交通データフォーマット。</p> <p>駅・バス停，路線，時刻表などの情報ごとに，各情報をテキストファイルに書き込んだものを一括して zip 圧縮したファイル。</p> <p>G T F S : General Transit Feed Specification の略</p>

や行	
予約型乗合送迎サービス	<p>コールセンターで電話での予約を受け，複数の要望に対し，専用システムによる最適の運行コースを設定し，運行するという乗り合い方式での送迎サービス</p>

P	
P D C A	<p>計画(Plan)を実施 (Do) し，評価 (Check) して改善 (Action) に結びつけ，その結果を次の計画に活かすプロセスのこと。</p>